

新型コロナウイルス感染症に関する都税の特例措置について

① 申告により納税を猶予する特例制度について

- 対 象：** 令和3年1月31日までに納期限到来するすべての都税
(自動車税環境性能割、狩猟税等を除く。)
- 猶予期間：** 最大1年間(分割して納付することも可能です。)
- 延滞金：** 全額免除
- 担 保：** 不要
- 条 件：** (1) 今年2月以降の収入が前年同月より概ね20%減少(1か月以上)
(2) 一時に納付・納入が困難

② 令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

- 対 象：** 中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋(土地除く)
- 条 件：** 令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、
前年同月比30%以上減少(認定経営革新等支援機関の確認が必要)

申請期限： 別記様式1にて令和3年2月1日まで受付

※償却資産については別途令和3年度の申告が必要です。

記入例と様式はこちらをご覧ください

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html

③ 法人事業税・法人住民税の申告期限延長手続について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに法人事業税・法人住民税の申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合は、申告期限の延長制度があります。

※詳しくは東京都主税局HP (https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new_virus.html) をご参照ください。

東京都主税局 コロナ

検索

【お問い合わせ】

① 納税猶予の特例制度について	徴収課 徴収管理班	03(3841)1927
② 固定資産税等の軽減措置	固定資産税課 固定資産税班	03(3841)1845
	〃 償却資産班	03(3841)1926
③ 法人事業税・法人住民税の申告期限延長	事業税課 法人事業税班	
	台東区所在の法人	03(3841)1691
	墨田区・葛飾区所在の法人	03(3841)1694